



令和7年度 地域発 元気づくり支援金事業の募集期間を延長します。

長野県では、地域づくりを実践される皆様の活動を支援する「地域発 元気づくり支援金」の令和7年度事業を募集しているところですが、今回からの制度改正に対応した事業の応募にあたり十分な検討期間を確保するため、**募集期間を以下のとおり延長します**。引き続き、多くの事業応募をお待ちしております。

延長後の募集期間

令和7年1月6日（月）から令和7年 **2月17日（月）** まで（延長前は2月3日（月）まで）

.....**参考**.....

■ 地域発 元気づくり支援金の概要

市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、必要な経費を支援します。

○対象事業

「保健、医療、福祉の充実」「教育、文化の振興」「安全・安心な地域づくり」「産業振興、雇用拡大」「環境保全、景観形成」など

令和7年度事業からの改正点

【支援対象事業の重点化について】

令和7年度から、採択の対象となる事業を、以下のいずれかの基準を満たす事業に重点化します。

A 広域的な連携事業（市町村や団体による、単一の市町村域を越えた連携事業）

B 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業

＜B事業の要件＞

- ①地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること
- ②補助金活用後の自走のビジョンが明確であること

【経過措置期間の設定について】

制度改正の激変緩和として、令和8年度までの2年間を経過措置期間とし、この期間中は上記改正基準を満たさない事業であっても、従来の選定基準を満たしていれば、予算の範囲内で採択可能とします。

※ただし上記改正基準を満たす事業を優先して採択します。

【重点支援対象事業について】

これまでの重点テーマ（県全域・地域）を廃止し、新たに信州未来共創戦略に基づく、県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」(別紙1)として指定し、補助率を嵩上げして支援します。

■申請先

活動拠点のある市町村（市町村から地域振興局に提出されます）

- ※ 事業の計画や申請のご相談は、地域振興局（別紙2）にお願いします。
- ※ 制度及び募集の詳細は、次のページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>



■優良事業

元気づくり支援金を活用した事業のうち、「地域発 元気づくり大賞」を受賞した事業など、優良事例を次のページで公開していますので、事業を検討する上で、ご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/jisshijokyo/index3.html>



確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 企画振興部地域振興課活力創出係
栗原、岩井

電話 026-235-7021（直通）
026-232-0111（代表） 内線 3785

FAX 026-232-2557

E-mail katsuryoku@pref.nagano.lg.jp